

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月

私の国民年金は、義父が加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に3か月ごとに夫と一緒に納付していた。平成20年3月に最終の保険料を納めたときに昭和44年3月分が未納であると知った。納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、20歳から国民年金に加入し、60歳到達時まで国民年金保険料を完納するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、申立人が一緒に納付してきたとしている申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和50年10月に、国民年金に任意加入する手続を行った。それ以降の国民年金保険料の納付状況を記載していた家計簿から転記したノートを持しており、53年1月から54年3月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間は、保険料を納付できなかったが、申立期間については、納付した記録が有る。61年4月からは、第3号被保険者となったが、それまでは必ず納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月に、国民年金に任意加入し、それ以降、納付した国民年金保険料月額を記載していた家計簿から転記したとするノートを所持しており、記載されている保険料月額については、当時の保険料月額と一致し、納付状況については、申立期間を除き、社会保険庁の記録とも一致しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、国民年金の任意加入被保険者としての資格を第3号被保険者となる昭和61年4月1日に喪失するまで継続している上、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は無かったとしていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

平成7年3月から8年3月までは、学生であったので、国民年金保険料の免除申請手続をして免除期間として認められていた。社会保険事務所に被保険者記録を照会したところ、7年12月から8年3月までの4か月間は免除が取り消されて未納になっているとの回答があった。免除の取消しは、他の年金制度に加入、又は、本人の申出により行われるとのことであるが、私にその事実は無く、納得できないので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月まで学生であり、国民年金保険料の免除を取り消される事実は無かったとしており、社会保険庁のオンライン記録においては、いったん、7年4月28日に同年3月から8年3月までを保険料の申請免除期間とし、その後、7年12月25日に免除期間について申立期間に当たる4か月を短縮した変更処理を行っていることが確認できるが、申立人は、当時、学生のみであり、8年4月にA共済組合に加入するまで他の公的年金に加入した記録は無いなど、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、義父から勧められて国民年金に加入し、A県B郡C町（現在は、D市）のE農協の義母名義の口座から振替により国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とは信じられない。その当時の通帳は残っていないが、その通帳からは公共料金等も支払っており、口座の残高不足になったこともなかった。

納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ3か月と短期間であり、申立人は、昭和53年3月24日に、C町において国民年金に任意加入していることが同町の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により確認でき、それ以降、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②の前後は国民年金保険料が納付済みとなっている上、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和54年度の摘要欄に、申立人から保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人がこの納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA県B郡C町のE農協の申立人の義母名義の口座振替により納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間についてはF県G区に転出しており、同農協ではC町以外の市区町村とは口座振替取引は行っていなかったことが確認できる上、同農協の取引履歴を記録している「普通貯金移動明細兼残高一覧表」に申立期間②の保険料一人分の納付記録が認められるものの、これは口座名義人である申立人の義母の記録と推認されることから、申立人は口座振替とは別途の方法で申立期間②の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から45年7月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA工場における資格取得日に係る記録を43年9月13日に、資格喪失日に係る記録を45年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から47年12月31日まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、昭和43年3月1日から47年12月31日までの57か月間、A工場で働いていた時の全期間が抜けている。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場の回答及び同僚の供述により、申立人が、申立期間のうち、昭和43年9月13日から45年7月31日まで、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、事業所関係者及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から45年7月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていることが認められる。

なお、標準報酬月額については、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の記録から3万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は存在していないが、保険料を控除していたので納付したと主張しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から45年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年9月12日までの期間については、A工場の関係者は、申立人の義父が当該事業所に先に勤務し、その紹介で申立人は、申立人の実弟と同時に入社したと供述している上、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の実弟の資格取得日が、同年9月13日となっていることから、同年9月12日以前の申立期間については、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、昭和45年8月2日から47年12月31日までの期間においては、申立人及び親族の同僚は、申立人を含む親族でB県C市において染物工場を立ち上げるために、申立人及び申立人の義父は、当該親族より先にA工場を退職したと供述しており、当該事業所の社会保険事務所の記録では、申立人の義父の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は45年8月1日、当該親族の資格喪失日は同年9月1日となっていることから、同年8月から47年12月までの期間については、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、昭和43年3月1日から同年9月12日まで、及び45年8月2日から47年12月31日までの申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和43年3月1日から同年9月12日まで、及び45年8月2日から47年12月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、株式会社Aに係る申立期間のうち、昭和56年12月から58年6月までは、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち56年12月から57年8月までの標準報酬月額については19万円、同年9月から58年6月までについては20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和56年12月から58年6月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月1日から62年11月26日まで

私は、株式会社AのB工場に勤務していたが、昭和56年6月1日から62年11月27日までの社会保険庁の標準報酬月額と実際に受け取っていた給与額から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書（昭和62年1月から同年11月まで）及び給与所得の源泉徴収票（昭和57年から60年まで）から、申立期間のうち昭和56年12月から58年6月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額から、昭和56年12月から57年8月までの標準報酬月額については19万円、同年9月から58年6月ま

については20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和56年12月から58年6月までの期間において一致していないことから、事業主は、同給与所得の源泉徴収票等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年6月から同年11月までの期間及び58年7月から62年11月までの期間については、申立人の所持する給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書からは、申立てどおりの厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和62年1月から同年11月までの期間における給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和56年6月から同年11月までの期間及び58年7月から62年11月までの期間については、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和56年6月から同年11月までの期間及び58年7月から61年11月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和51年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月11日から51年4月6日まで

私は、申立期間において継続して株式会社Aに勤務していた。年金記録によると、申立期間は未加入となっている。給与明細書は所持していないが、同社に昭和47年3月から62年11月まで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが発行した在職証明書、同社に対する照会の回答、上司の供述及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年10月10日に同社B本店在籍のまま、同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における、標準報酬月額については、社会保険事務所の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年9月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所に照会した結果、B本店での資格喪失日について、昭和51年

4月7日とすべきところを、事務手続上のミスで50年10月10日としていた旨の回答をしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月31日から同年6月30日まで
私は、昭和19年9月22日にA銀行に入行し、60年4月30日に退職するまで、継続してA銀行に勤務していた。ねんきん記録によると、27年5月31日から同年6月30日までA銀行C支店から同銀行B支店に転勤になった時期の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。在職中は、継続して保険料を支払っていたので、この期間の年金記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、人事履歴及び事業主に対する照会の回答から、申立人がA銀行に継続して勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、人事履歴において昭和27年5月20日にA銀行C支店から同行B支店に異動した記録があることから、同行B支店における資格取得日を同年5月31日に訂正することが必要である。

申立期間における、標準報酬月額については、社会保険事務所のA銀行B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和27年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、明らかでないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和62年12月1日から株式会社Bに名称変更。）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月28日から同年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和32年3月1日から当時D市E区FのG株式会社（昭和39年5月からA株式会社に名称変更。）に入社し、59年3月末に退職するまで勤務していた。40年3月1日付でC営業所からH本社に転勤となった際、1か月の空白が生じているのはおかしい。当時経理事務をしており、厚生年金保険料が控除されていた事もよく覚えている。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年3月1日にC営業所からH本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社C営業所に係る昭和40年2月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

当該事業所は既に破産し、当時の事業主も亡くなっており、申立てに係る事実は確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は平成11年8月7日と認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 7 日から同年 8 月 13 日まで
A株式会社にて平成 11 年 8 月 7 日から勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険の資格取得日は6日後の同月 13 日と記録されている旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は平成 11 年 8 月 13 日になっているが、同社が保管している申立人に係る同年 8 月分の給与明細書、タイムカードの記録及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人が同年 8 月 7 日から同社に勤務していた事実が確認できる。

また、当該人事担当者は厚生年金保険料の給与からの控除については翌月控除である旨供述しており、申立人の平成 11 年 9 月分の給与明細書に社会保険料控除の記載があることから、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 11 年 8 月 13 日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届出を行う合理的理由はなく、当該資格取得日は誤りであると認められることから、申立人の資格取得日は、同年 8 月 7 日とすることが妥当である。

なお、社会保険庁の記録においては、申立人に係る平成 11 年 8 月の厚生年金保険料はA株式会社で納付されており、当該月については、厚生年金保険の被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月26日は85万円、16年12月27日は77万9,000円、17年6月30日は65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成16年12月27日
③ 平成17年6月30日

給料支払明細書には、賞与支給額が申立期間①は85万円、申立期間②は80万円、申立期間③については65万円と記載されているが、社会保険庁の標準賞与額は、申立期間①は75万円、申立期間②は70万円、申立期間③については55万円と記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「給料支払明細書」及びA税理士事務所が保管する「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（申立期間①は85万円、申立期間②は80万円、申立期間③は65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づ

く記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する「給料支払明細書」の保険料控除額から、申立期間①は 85 万円、申立期間②は 77 万 9,000 円、申立期間③は 65 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届における賞与額の記入誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

株式会社Aに昭和55年8月末日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同年8月31日になっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び当時の同僚の供述により、申立人が当該事業所において昭和52年2月1日から55年8月31日まで勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年7月の社会保険庁の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の記録と一致していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年8月分の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から44年11月まで
申立当時は母親が自営業をしており、姉二人と私は家族従業員であったので、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても母親が姉二人の分と一緒に払ってくれていたため、私だけ未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和54年7月に任意の資格で初めて払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の姉二人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人の母親と一緒に行ってきていたと主張しているが、申立人の姉二人の国民年金手帳記号番号は昭和36年に払い出されていることが確認できるものの、申立期間の保険料については、申立人の長姉は未納であり、申立人の次姉についても一部未納であるなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 55 年 4 月、40 歳のときに年金を受給するには、20 年の納付期間が必要だと言われて国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は 59 年 2 月に払い出されており、その当時、申立人の元夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人の国民年金被保険者資格は任意加入となり、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの期間及び同年 12 月から 58 年 4 月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間であることが確認でき、制度上、国民年金の被保険者となることはできず、仮に国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金保険と国民年金の記録が統合された時点で国民年金保険料については申立人に還付されることになるが、その事実は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和39年10月ごろにA県B町役場から申立期間について国民年金保険料の支払督促のはがきが来た。私は5万円から6万円のお金を日常的に所持していたので、この中から町役場の窓口で申立期間の保険料をまとめて支払った記憶があるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月ごろにA県B町（現在は、C市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町役場の窓口でまとめて支払ったと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、40年6月に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、社会保険事務所の保管する特殊台帳において、37年5月1日となっていることが確認でき、申立人は、これ以前は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできないなど、申立内容とは符合しない。

なお、申立人については、昭和38年7月にD県E町で申立人の旧姓により払い出されている国民年金手帳記号番号が別途確認できるものの、

社会保険事務所の保管する特殊台帳には国民年金保険料の納付記録が無く、不在判明「57.4」の記載も有り、この手帳記号番号での納付は行われなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年12月までの期間及び58年6月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から51年12月まで
② 昭和58年6月から63年3月まで

申立期間①については、私は、昭和46年1月ごろから53年ごろまで、姉が経営する乾物店に勤めており、私が結婚した48年ごろに、姉が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②については、社会保険事務所で今から国民年金に再加入しないと年金が受給できなくなると説明を受けたため、国民年金の再加入手続きを行い、保険料も社会保険事務所等へ納めに行っていた。未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和46年ごろから53年ごろまで申立人の姉が経営していた乾物店に勤めており、申立人が婚姻した48年ごろ、申立人の姉が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年12月に申立人の元妻と連番で払い出されており、申立人の姉は、このころに申立人及び申立人の元妻の国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、この時点では、申立期間①の一部は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、特例納付

が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和58年6月1日に喪失したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を取得しているが、この記録修正は、社会保険庁のオンライン記録で、平成2年6月30日に行われていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の再加入手続を行ったものと考えられ、この時点までは、当該期間は未加入の期間であったことから、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、再加入の手続を行った時点で、時効となっていない昭和63年4月から平成2年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人若しくは申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から52年3月まで

私の国民年金については、亡き母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。母が記載していた現金出納簿には、昭和49年度から51年度までのページに国民年金の保険料納付に関する記載も有る。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、申立期間のうち、昭和51年度及び52年度の国民年金保険料については過年度納付することが可能であり、52年度の保険料については、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び領収済通知書により昭和53年10月16日に過年度納付されていることが確認できるものの、昭和51年度の保険料については、その事実が確認できない上、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、52年度の摘要欄には、過年度保険料納付の申出が有った

ため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有るものの、51年度の同欄には押印が無い。

また、A市が、昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和51年度は登載されておらず、申立人は、この当時、同市において国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、申立人の母親が作成したとみられる昭和49年度から51年度までの保険料納付の記載が有る現金出納簿を所持しているが、同出納簿に記載された保険料額は、その当時の保険料月額からみて、この期間の保険料納付が確認できる申立人の両親に係る記載とも考えられ、申立人を含めた3人分の保険料を納付したことを示す資料とは認め難い。

加えて、申立人若しくは申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、昭和29年に帯地の製造販売を開業し、従業員は厚生年金保険に加入させていたが、個人事業者は、厚生年金保険に加入できなかったため、当時、経理を担当していた専務が、私共夫婦の国民年金の加入手続を行い、納付書及び国民年金保険料は母親に手渡し、母親が保険料を納付してくれていたと聞いた。申立期間が未納になっているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和40年2月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人は、国民年金に加入したと推認され、この時点で、申立期間の一部については、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人の母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の保険料は未納となっているなど、申立内容は不自然である。

さらに、申立人について、改名前の氏名を含め、複数の読み方で検索

したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、平成 10 年ごろ、銀行で行われた年金相談に行き、そこで、将来は年金を満額受給できると聞いて、受給額を計算してもらったメモを受け取ったが、実際に受給している年金額は、それよりもかなり少なく、社会保険事務所でその理由を聞いたところ、昭和 36 年度から 43 年度までの国民年金保険料が納付されていないためとのことだった。

しかし、私は、昭和 36 年 3 月に長男を出産し、その子守に来てくれていた妹と一緒に、50 歳代から 60 歳代の女性集金人に国民年金保険料として、月額 100 円の保険料を納付していたことを記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかないのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、44 年 9 月 22 日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳は同年同月 29 日付けで新規に発行されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、昭和 36 年 3 月に長男を出産し、子守に来ていた申立人の妹と一緒に納付していたとも主張しているが、申立人の妹については、昭和 36 年度から 38 年度までは申請免除期間となっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から52年3月まで

私は、国民年金保険料について、A県B郡C村役場から納付勧奨を受け、それを機に妻と一緒に国民年金に加入し、特例納付により未納分の保険料として一人当たり75万円を納付した。未納とされていることに納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付により申立人夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、厚生省（当時）が発出した特例納付の実施事務の通知によれば、第3回目の特例納付は、国民年金老齢年金の受給資格を満たし得ない被保険者を重点的に対象として実施することとされており、申立人は、国民年金に加入した時点では、60歳になるまで保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格を得るためには、99か月不足していたため、A県B郡C村による納付勧奨を受けて老齢年金の受給資格を得るために不足する当該月分（38万5,200円）についてのみ納付したものと考えるのが相当である。

なお、申立人が当時居住していたC村が保管している「特例納付勧奨カード」に昭和52年4月から53年3月までの12か月分の国民年金保険料を54年11月30日に納付していること、及び36年4月から43年6月までの87か月分の納付書を55年6月20日に発行した記載が有り、同日に納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳、領収済通知書及び同村の被保険者名簿で確認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで

私は、国民年金保険料について、A県B郡C村役場から納付勧奨を受け、それを機に夫と一緒に国民年金に加入し、特例納付により未納分の保険料として一人当たり75万円を納付した。未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付により申立人夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、厚生省（当時）が発出した特例納付の実施事務の通知によれば、第3回目の特例納付は、国民年金老齢年金の受給資格を満たし得ない被保険者を重点的に対象として実施することとされており、申立人は、国民年金に加入した時点では、60歳になるまで保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格を得るためには、97か月不足していたため、A県B郡C村による納付勧奨を受けて老齢年金の受給資格を得るために不足する当該月分（37万7,200円）についてのみ納付したものと考えるのが相当である。

なお、申立人が当時居住していたC村が保管している「特例納付勧奨カード」に昭和52年4月から53年3月までの12か月分の国民年金保険料を54年11月30日に納付していること、及び36年4月から43年4月までの85か月分の納付書を55年6月20日に発行した記載が有り、同日に納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳、領収済通知書及び同村の被保険者名簿で確認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前を含め氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 10 月から 21 年 10 月まで
② 昭和 21 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 16 年 10 月から 21 年 10 月までは A 市 B の C 社に、同年 10 月から同年 12 月までは D 県 E 郡の F 株式会社勤めていたはずであり、厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和 41 年に申立人が書いたと思われる履歴書に C 社の入退社日の記載があるため、申立人が同社に勤務していた可能性はあるが、法務局に照会したところ、A 市を所在地とする C 社という名称の法人登記に係る記録は確認できず、そのほかに申立人の妻は、事業主及び同僚の氏名など同社に関する情報を有していないため、申立事業所の存在を特定することができない。

また、申立期間①のうち昭和 17 年 6 月より前の期間は、厚生年金保険の前身である労働者年金保険において保険料徴収が開始される前であり、それ以降の期間についても、社会保険庁の記録において、C 社が労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

申立期間②については、申立人の妻が、F 株式会社の社名が記された申立人の身分証明書を所持していることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。しかし、上記の履歴書には同社に勤務した旨の記載が無い上、

同社に照会したところ、申立期間当時の書類は保管しておらず、当時の状況を知る者もないため、同身分証明書についても、当時、同社が発行したものであるかどうかは確認できない旨の回答があり、申立てに係る関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所のF株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録のある者が14人確認できたが、そのうち所在が確認できた2人に照会したところ、2人とも申立人のことは記憶しておらず、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所のF株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 9 日から同年 2 月 25 日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、株式会社Aでの加入期間が2か月間となっているが、私が保管していた同社の平成10年11月分から11年2月分の給与明細によると、3か月分の厚生年金保険料が控除されており、同年2月分の給与支給年月日が同年2月25日と記載されている。給与は振込ではなく、現金払いであったため、私は同年2月25日まで在職していて、加入期間は3か月となるはずであるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管していた申立人に係る勤務管理票、内容証明郵便による解雇通告書及び申立人自筆の同意書から、申立人は平成11年1月8日付けで退職していることが確認できる。

また、当該事業所が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得・喪失確認通知書、当該事業所の健康保険を管掌するB健康保険組合の記録及び当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人の厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入記録は、社会保険庁の記録と一致しており、事業主が社会保険庁の記録どおりに届出していたことが確認できる。

さらに、平成11年2月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間において厚生年金保険被保険者であった

とする申立人の主張について、当該事業所に照会したところ、当該明細書については同年2月分給与ではなく、同年1月分の給与と共に同年1月25日に支払った解雇予告手当の明細書であり、当該事業所において厚生年金保険料は翌月控除であるが、当該明細書において控除している厚生年金保険料は、同年1月分ではなく、誤って控除したものであり、申立人に係る同年1月分の厚生年金保険料は、社会保険事務所には納付していない旨の回答があった。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間において、国民年金第1号被保険者として、国民年金保険料を納付している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成11年2月分の給与明細書において厚生年金保険料相当額を控除されていたことは認められるが、申立期間について、当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 29 日から 57 年 1 月 21 日まで
A株式会社での厚生年金保険の被保険者期間が 4 か月になっているが、1 年ほど勤務しているはずなので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は平成 6 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に廃止されており、申立期間当時の事業主に照会しても、当時の関係書類が保管されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時A株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の資格喪失日は社会保険庁の記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致しており、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険証が資格喪失日と同時期に返却された旨が記載されているため、申立人が申立期間において健康保険及び厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月ごろから 29 年 5 月 23 日まで

私は、昭和 28 年 10 月ごろから 33 年 1 月 23 日まで株式会社Aに勤務していたが、28 年 10 月ごろから 29 年 5 月 23 日までの厚生年金保険の加入記録がない。

私は、健康保険適用事業所であることを確認して当該事業所に勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立期間のうちの少なくとも一部期間において、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料は保管されていないため、申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、「私は昭和 28 年 10 月から株式会社Aに勤務した。」と供述している同僚の資格取得日も申立人と同様に昭和 29 年 5 月 24 日と記載されている上、申立人が、自分の前任者であると供述している申立人の兄の氏名も記載されていないことから、当時当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の同僚を含め株式会社Aに勤務していた複数の同僚に照会しても、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた

事実を確認するための供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 25 日まで

申立期間において、株式会社Aに勤務し、経理事務その他雑用を1人で担当していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが提出した「失業保険被保険者離職証明書（事業主控）」及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことについては確認できる。

しかし、上記複数の同僚の供述においても、申立人の正確な勤務実態等は確認できず、株式会社Aに照会しても、当時の賃金台帳等は保管されていないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 30 日までの期間については、申立人は、株式会社Aとの関連性が確認できないB企業組合において、厚生年金保険被保険者となっていることが、社会保険事務所が保管する同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、株式会社Aに保管されている「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に申立人と同じ姓の訂正印が押印されているが、当時、申立人は厚生年金保険に係る届出等の事務を

担当していたことを認めていることから、上記訂正印は申立人が自ら押印したことが推認でき、申立人は、同社における自分自身の厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことを承知していたことがうかがわれる。

加えて、株式会社Aに保管されている「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（決定通知書）」において、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
株式会社Aは、母方の祖母の妹夫婦が経営している呉服の卸商であり、私は、この家に小学生のころから 23、4 歳ころまで預けられ、仕事を手伝っていた。実の子のようにかわいがってくれた大叔母夫婦が、私に一言も言わずに脱退手当金を請求したとは考えにくい。脱退手当金を受け取った記憶はないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る 5 人の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる 4 人全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の同僚は「会社の事務の人が手続をしてくれた記憶がある。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認できることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚 1 人についても、被保険者名簿に「脱」表示が無いことを踏まえると、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は

見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の期間照会に対する社会保険事務所の回答では、昭和 35 年 10 月 26 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、同年 2 月 4 日に結婚し、事務引継後に会社を退職し、同年 10 月 18 日に長男を出産したので、同年 10 月 26 日は産院に入院中だった。
脱退手当金についての連絡等は無く、受取りに行ける状態でもなかったため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 35 年 10 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 10 月 26 日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚 2 人についても、被保険者名簿に「脱」表示が無いことを踏まえると、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで
昭和 39 年 2 月に脱退手当金が支給済みとされているが、受領した記憶はない。もしそうであれば、A 銀行に私が記名押印した受領書類及び脱退承諾書があるはずだと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 1 日の前後に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 57 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、51 人が受給しており、その 51 人の支給記録をみると、全員が資格喪失日から約 1 か月から 6 か月後に支給決定されている上、支給記録が確認できる同僚は「事業主が代理請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 2 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる 51 人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことを踏まえると、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと

推認することはできない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年2月23日から34年4月1日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、私は一時金や品物をもらった覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月22日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34. 5. 12」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年5月12日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。